

(2024年9月30日受稿 2024年10月30日受理)

【報告】

幼児期における合理的配慮のあり方の模索

——木の花幼稚園の事例から——

きむ そんおく
金 仙玉 (富山国際大学子ども育成学部)

E-mail : kim@tuins.ac.jp

はじめに

本稿は、幼児期における合理的配慮のあり方を幼稚園における実践事例から検討するものである。

現在、障害児の権利保障をめぐる重要な概念となっている合理的配慮は、障害者権利条約において「障害者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由の享有・行使を他者と平等に確保するために必要な変更並びに調整であって、…過度の負担を課さないもの」(第2条)と定義されている。ここでは、提供する側の財政等を考慮し、過度な負担がある場合には提供義務を免れる旨が示されている。このように合理的配慮は、障害児の差別や排除を除去する権利保障の措置でありながらも、過度な負担がない範囲で提供されるという免責規定を設けているため、提供する側の解釈や姿勢によって、その内容や範囲は合法的に制約される可能性がある。さらに本人から求める意思の表明があった場合に提供するものとされている。しかしながら、乳幼児は自身の合理的配慮についての意思を表明すること自体、年齢的に難しい。したがって、幼児期の保育等の分野では現在教育や公共サービス等の分野で適用されている合理的配慮の規定の再検討が必要だと考える。とりわけ幼児期は、成長や発達が環境の影響を大きく受ける時期である。そのため、子どもの活動が制限されたり参加が制約されることを減らすためには、教育や福祉の制度の整備に留まらず、友達との関わりや周りの人たちの障害に対する理解のような情緒的な交流を含む環境について考え、整えることが重要である。合理的配慮は、これらの環境整備を権利として保障し、特に幼児期の障害児が関わる保育や教育現場に求めるものでなければならぬ。

そこで本稿では、障害児と生活を共にする保護者と保育者が協力・協働し、一人一人の子どもについて合理的配慮を見出そうとする木の花幼稚園の事例

を概観し、幼児期における合理的配慮のあり方の模索を試みる。

本稿の執筆にあたり、幼稚園には、園名明示と事例記載、HPからの写真転載などについて承諾を得ている。併せて、富山国際大学の研究倫理審査(2024-6-②)を受け承認を得た。

1. 木の花幼稚園の概要

以下、木の花幼稚園の内部資料及びホームページ情報に基づいて述べる。

1-1 あゆみ

木の花幼稚園(以下、文脈に応じて木の花園や幼稚園・園と表記する)は、1905年(明治38年)に石川県金沢市の中心部の長町の武家屋敷にて開園し、2025年6月に創立120年を迎える。以下、園の歴史・沿革を概略的に示す¹⁾。

表1 園の歴史・沿革

1900年5月 (明治33年)	金沢市長町五番丁、長家屋敷にて石川県佛教婦人会の修養会が開かれる。その後、この会合の中で幼稚園創設の機運が高まる
1905年6月 (明治38年)	長家屋敷(家屋100坪、土地586坪)にて私立木の花幼稚園創立。園児定員60名
1908年4月 (明治41年)	前田侯爵より、現在地に家屋(135.5坪)を園舎として寄付され、宅地(782坪)を無償貸与される。園児定員80名
1924年11月 (大正13年)	創立20周年記念として、宅地782坪を学校用地として寄附される
1926年12月 (大正15年)	財団法人木の花幼稚園設立
1951年3月 (昭和26年)	学校法人木の花幼稚園に改組
1954年3月 (昭和29年)	創立50周年記念として講堂(61.69坪)を新築。当時の園児数は378名

1967年9月 (昭和42年)	園舎改築，木造瓦葺一部鉄筋コンクリート造平屋（159坪），定員230名
1990年4月 (平成2年)	園舎全面改築，鉄筋コンクリート造瓦葺2階建（231坪），定員140名
2003年8月 (平成14年)	園舎一部改築，屋上設置，二階改造，テラスにウッドデッキ設置
2007年7月～8月 (平成19年)	園舎改築工事，トイレ，二階保育室，キャットウォーク，ロッカーなど
2019年4月 (平成31年)	幼稚園型認定こども園に移行
2024年4月 (令和6年)	幼保連携型認定こども園に移行

木の花幼稚園は，地域社会の支援を受けながら，幾度かの園舎改築や施設の充実を進め，子どもたちの豊かな遊びや学びの環境を整えてきた。この取り組みは，現在の「空間」「モノ」「ひと」といった視点でのインクルーシブな環境づくりに活かされ，多様な子どもたちが育ち合う教育・保育を実現するための基盤となっていると思われる。

1-2 園児数・スタッフ構成²⁾

上記の表からわかるように，昭和の高度成長期の園児数は300名を超える時代もある。しかし，少子化と都心部の人口が減少する一方で郊外の人口が増加するドーナツ化で30名を切り閉園の危機に陥った時もあったという。

利用定員は現在125名である。2024年4月時点で，1歳児13名，2歳児11名（うち1名は満3歳入園の1号認定児），3歳児25名，4歳児27名，5歳児27名で，年間を通じて約100名が在園する。各学年には，障害児支援事業の対象となる幼児が複数在籍している。

スタッフ配置は，3歳以上児クラスは各学年2名の担任を置き，クラスを担当しないフリーの正規スタッフを数名配置している。2024年4月時点で正規雇用のフリー保育者は4人（主任2人，特別支援コーディネーター1人，預かり専任1人）で，クラス担任が休むときの代替や障害児のためのいわゆる加配のスタッフという位置づけではない。自由遊びのための仕掛けを考え，遊びと生活のための環境設定を考え，適宜，必要なクラスの活動に入り必要な子どもに対応する。このようなフリーの保育者がいることで，クラス担任を含む誰かが子どもと1対1であったり少人数で関わるタイミングが保障され，クラスの枠にこだわらない多彩な集団活動が可能となっている。

1-3 理念・日課

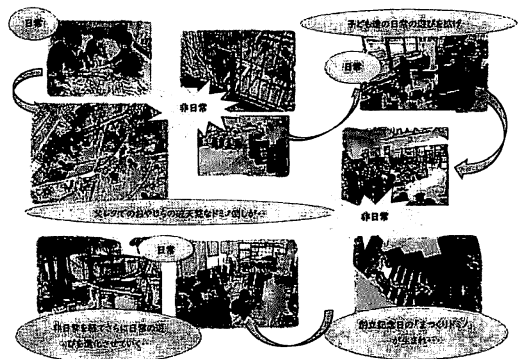
現在，ホームページにある園の理念は「子ども時代を子どもらしく，その子らしく生きる」ことで，

その背景として「子どもらしい育ちの環境は急速に消えつつあります。情報化と共に子育て環境もデジタル化，スピード化…ゆとりのある時間，冒険でき遊び込める空間（環境），異年齢の多様な人との出会い，拠り所としての文化や風土…は子どもの回りからどんどん失われている。だからこそ，今の家庭や地域で出来ない生活，遊びを幼稚園が引き受けて，子ども時代を一人一人子どもらしく生きる，その子らしく生活する場を意図的に創ることが，より一層重要なことと考える」³⁾と説明されている。

子どもの情緒的安定を支える機能が期待される家庭であるが，その機能の脆さが懸念される今日，家庭や地域で出来なくなっている生活，遊び，人間関係を通じて子ども時代を子どもらしく，その子らしく生きることを保障する保育・教育を志向していることが伺える。

それを，未満児は「安心・安定を土台に一人一人の世界をしっかりと築く」ことで，幼児期には「多様性と連続性のある日常生活と『非日常』を織り込んだ保育」⁴⁾（図1参照）によって行うのだと言う。

図1 日常生活と「非日常」の織り込まれた生活



出典：「木の花暮らしでの育ちの道すじ2024年度版」木の花幼稚園HP

1-4 カリキュラムの編成⁵⁾

小学校引継ぎ資料解説版（2023年度）にある次の文章から，園のカリキュラムが子どもたちそれぞれの『こだわり』を保育の計画に活かすことのできる柔軟な編成となっていることが読み取れる。

「園の保育をつくってきたのは，子どもたちの独自の感性や興味や発想である。一人の『こだわり』が他の子の遊びのきっかけになったり，運動会や発表会のクラスのテーマになることはよくある。生活の時々，この子に「乗りがかって」，この子から「いただいて」…と，保育が展開していく。子どもの姿と対話して保育の指導計画が出来ていく。保育者の思いに子どもが沿うのではなく，子どもが一律一斉的均一ではなく，毎年固定で昨年通りではないカリキュラムである。指導計画の柔軟な組み替えを余儀

なくし保育の展開をダイナミックにするのは、奇抜な、常識にとらわれない遊びやこだわりを見せる子どもたちの存在である」。

一人の子どもの『こだわり』が、他の子どもたちの遊びや行事に取り込まれ、保育者と子どもたちとの対話になることで保育が展開するというのである。

2. 幼稚園のインクルーシブな環境構成

園は、いろいろな子どもがいることを前提にして空間とモノを整えることで、全ての子どもたちを「子どもらしく、その子らしく生きる」ことに開いていると考えている。

空間のキーワードとして挙げられるのが、「連続性」と「多様性」である。園舎の中心になる広場がホールである。ホールで様々な遊びが生まれ、融合し、発展していく。「ホールを中心に、4つの保育室が連なり、ホールから続く渡り廊下、キャットウォーク、絵本コーナー、遊具庫、たたき、ベランダ、屋上等々の小宇宙的な空間が続く」⁶⁾。園舎、園空間を「大宇宙」ととらえる園独自の園舎観があり、その背景に「武家屋敷に園が開設されたことがある」⁷⁾と言う。武家屋敷は、様々な立場の人々が生活し仕事をする場であった。開園時、その空間性が子どもたちに提供されることとなり、現在の多様な子どもたちがいること、多彩な遊び・活動があることを受け止める園舎の土台になっていると言うのである。

さらに、園空間は「子どもの姿を“見る”“見える”状況を支える環境を意図的に構成」⁸⁾するものとなっている。例えば、二階の渡り廊下やキャットウォーク、階段からはホールや各クラスの部屋の様子が見える。一方で「隠れる」場所もある。例えば、年中児クラスの保育室入口の造りやオープンテラス、絵本コーナーの低い机の下や保育室の着替え袋置き場など、子どもが一人で過ごしたり、気持ちを落ち着かせたりできる小さなスペースがあちこちにある。遊具庫のような暗くてゴチャゴチャした空間や、ホールと園庭をつなぐたたきや園庭の植え込みの中の仕掛けなど使い方が子どもに任せられる環境がある。

これらの「隠れる空間」や「小宇宙」の多様な空間が連続していることによって、子どもたちの様々な遊びが生まれるとともに、様々な不安をもつ子どもは、他の子どもたちとの距離を調整して安心を得ることができ、混乱に陥りやすい子どもには、気持ちを落ち着かせ、気持ちを切り替える場を見つけやすくなっている。

モノの提供については、「水、泥、光と影、風、葉っぱなど、自然物が常にある保育であることで、感覚

図2 見る・隠れる状況を支える空間

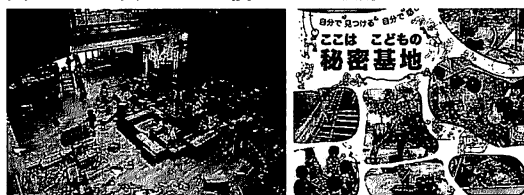


出典：「遊びの秘密基地」
木の花幼稚園HP

に直接働きかける原初的な遊びを大切に考え」られている。感覚が動く遊びは、子どもたちに安心できる居場所を提供し、心地よさを自ら作り出す体験を提供する。遊具としては、家庭や地域の遊び場にはない木製大型積木や大きなピーナッツボール、つながるローラースケート、ツリーハウスの縄梯子などのロープ遊具があり、子どもたちは階段や渡り廊下など遊具を園舎と組み合わせて使う。ペットボトルや段ボール、新聞やチラシ、布や木片などの廃材とそれらを扱うための道具も大量に用意されている。既成のおもちゃとは異なり、「廃材素材は様々な使い方が“許される”素材であることによって、子どもの独自性の発揮を保障する」⁹⁾と考えてのことである。

このような自然物や廃材を活用して展開する遊びでは、子どもは触感や音といった感覚的な心地よさを感じ、その安心感が自分なりの発想や方法を見つけることにつながり、その子らしい活動参加になっていくというのである。

図3 遊具・モノを使った遊び風景¹⁰⁾



出典：「木の花暮らしでの育ちの道すじ2024年度版」
木の花幼稚園HP

2-1 空間・モノ・ひとを視点とした子ども理解¹¹⁾

上記のような環境構成によって、子どもたちは障害の有無に関わらず自己を表現し、自己発揮する機会を多くもつこととなり、さらに、それぞれの自分らしさが保育者にも子ども同士にも見えやすくなっている。このような環境で見えてくるその子らしさを学びとしてとらえる視点として用いられているのが、「空間」・「モノ」・「ひと」である。「空間」・「モノ」・「人」を園が視点として明示しているのが平成24年度幼稚園教育理解推進事業で公開保育を含めて取り組んだ「特別な支援を必要とする幼児の状態等に応じた計画的、組織的な指導の在り方について」の研究で、園は「特別な配慮を必要とする子ども各々に応じた計画的、組織的な援助の在り方を探る～「ひと」、「モノ」、「空間」…環境構成の視点として～」という実践事例報告をまとめている。

下記表2は、保育者たちが観察した多くのエピソードから「空間」・「モノ」・「ひと」について見出した意味からの抜粋である。

表2 各要素の意味

	区分	例	意味
空間 どのような空間を選んでいるのか	見渡す場所、高さがある場所	滑り台の上、ロッカー、家具の上等	高い場所から周囲を見渡すことによって、空間の広がりを感じられる
	寝転がる、座れる場所	応接のソファ、マットの上等	座ることでリラックスできる空間、安心感を与える場所
	囲まれている場所	棚の中、机の下等	自分を囲むことで安心感を得られる
	入口にあたる「境界」としての場所	保育室とホールの鏡、ホールと庭の間の「たたき」等	空間と空間をつなぐ場所として、環境の境界を感じることができる
モノ どのようなモノを選ぶのか	感覚的に楽しむことができる「モノ」	泥、水、ブランコ等	空間内で感覚的な楽しさを提供するモノ
	触感が「安心アイテム」となるモノ	ボール、ひも、絵本等	安心感を提供し、次の行動への動機付けとなるモノ
	動く「モノ」の先にある「ひと」に気づききっかけとなるモノ	積み木を積む	動くことで人とのつながりが見えてくるモノ
	遊びのプランが見えるモノ	ボウリング	他者との遊びの進行に使われるモノ
	役割が見えるモノ	ブランコ、ハンモック	他者と一緒に使うことで、役割が見えるモノ
ひと	「空間」としての「ひと」	抱っこやおんぶ	高さや囲まれる空間としての「ひと」、主に大人

どのようなひとを選んでいるのか	「触感」としての「ひと」	抱っこやおんぶ	肌触りや圧迫感を感じることで安心感を得られる。主に大人、時には子ども
	道具としての「ひと」	高いところにある「モノ」を取ってほしい時に大人の手を引く	高い場所にある物を取るために、道具としての「ひと」を使う

出典：「平成24年度幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）研究発表要旨」内部資料を元に作成

表にあるように、木の花園の「ひと」の捉えは、通常、保育環境について語られているものとは異なる。保育環境としての人については、言葉がけや相手に向かう態度についての言及が多い。しかし、木の花園では、表の「ひと」欄にあるように、子どもが人を高さの確保や間仕切りとして「空間」を構成するために用いたり、温かさや軟らかさの感覚材にしたり道具に使ったりと役に立つ「モノ」として用いることに注目し、広い視野でその子らしい人とのつながりを支援しようとしている。

このように空間・モノ・ひとを視点として捉えた障害児の特徴的な姿は次節で述べる園内研究等を通じてその子の合理的配慮と学び方の理解として保育者で深められていく。

2-2 障害児理解を深める園内研修

その子理解を深める方法として園では、ビデオを用いて保育者が自身の関わりの過程を分析するインリアルアプローチと保育場面の何気ない子どもの姿からおしゃべりするビデオトークを30年以上重ねており、ビデオトークは、「園での生活や遊び、活動の様子をビデオに撮り、映像によって保護者と保育者が気づきや発見を出し合うものである。学年ごとと異学年（年長&年中、年少&2歳児）で年数回実施している。…ビデオを繰り返し見返す中で、子ども理解が共通されていき、職員それぞれが自分はどう関わるかを考える」¹²⁾場となっている。また、保護者には、1992年から、育てづらさと感じる子どもの親が語り合うピアサポートの会が園内にあり、月1回のペースで開催されている。

園内研修のテーマの一つが後述する「育ちのノート」である。配慮が必要と思われる子ども一人一人について保育者全員でエピソードを持ち寄り、多くのスタッフの目でエピソードを見ることによって子どもの行動の意図や意味を読み解いていく。保育者にも保護者にも具体的な子どもの姿が日常的に語られる中で、保育者は多くの保育者や保護者の目を借

りながら担当する子どもの姿の記録や指導計画を学期ごとにまとめている。

3. 「育ちのノート」と合理的配慮

3-1 作成背景

「育ちのノート」の前身は、2004 年から園が保護者と共に作成するようになった「育ちのカルテ」である。指導要録とは別に小学校への引継ぎ資料として作成される園独自の様式である。作成のきっかけは、教育委員会が毎年実施している就学に関する個人教育相談のための調査票を記入する際に保護者たちの間で交わされた会話であった。現在なら発達障害と呼ばれる子どもの保護者から、「書きにくい!」「ここに書いたことで学校は子どもについて理解できるの?」などの意見が出され、どのような項目にすれば「自分の子どものことを伝えやすいか、伝えたいことを書きやすいか」を考えて調査票の作成が試みられたと言う。学校は集団生活の場であるから家庭における情報では不十分であるので、「幼稚園として伝えるべき項目と親が必要だと考える項目を持ち寄って育ちのカルテのひな型が作成され」¹³⁾、年長児の担任と保護者がそれぞれの子どもに関する情報を合わせる作業が始まった。

このようにして「育ちのカルテ」は、小学校での安心した生活と育ちを願う保護者と保育者が協働で作るものとなり、2012 年には名称を「育ちのノート」に変え、国公立施設に合理的配慮の提供が義務化された 2016 年度からは合理的配慮の項目を設けて記載されている。

3-2 構成のねらい

現在、「育ちのノート」は個々の子どもに合わせて、またその時の担任の書きやすい様式で作成されている。「育ちのノート」とともに小学校に手渡される小学校引継ぎ資料解説版¹⁴⁾の 2023 年度版では、「育ちのノート」の構成が次のように説明されている。

◇家庭と園生活

家庭と園生活で見える子どもの姿が違うことがよくある。家庭生活と園生活が相互に関連していることも多くある。そこで家庭での姿と園生活の姿を同じ視点で切り取って記載し、各ポイントについてそれぞれのエピソードを入れて、家庭と園での姿の違い、家庭と園での姿の連関に、子どもの特性が見えるように構成する。

◇空間・モノ・ひとの視点

人との関わりに困難を有する幼児期の子どもたちは、空間を折り所にして安心感を得ることが多い。「特定の場所」を持つ子どもは少なくない。ひとを「空間」として使う場合もあり、「特定のひと」の膝や

オンプを求める子どもがいる。自分らしく空間を活用して安心感を得ることができると、子どもは集団生活を受け容れることが可能となり、多様なモノをその子独自の使い方で活用するようになる。ひとを「モノ」として使う場合もあり、人を動く乗り物として使ったりする。その先に、特定の子どもの関わりや集団での他児との活動と、集団参加の形態が多様に生まれ、学びの姿が大きく変貌していくことを私たちは多く見てきた。

◇その他の要素

「空間・モノ・ひと」以外の要素に関してその子どもの特徴が現れていると思われる姿を記載している。特に「特徴的な事柄」には、その子の困難な状況を幼稚園がどのように捉え、どう変化してきたかを整理する。

◇「合理的配慮」と「教育的支援」¹⁵⁾

障害児が安心して園生活を過ごせるための配慮を「合理的配慮」とし、障害児の学びの力が伸びる、深まるための支援を「教育的支援」としてまとめている。その上でその子らしい学びの力の姿について整理して学校に伝える。学校生活での合理的配慮は幼稚園のそれとは異なってくると思うが、「ノート」を参考に園生活でその子が得た集団生活における安心の上に、学校での安心感（合理的配慮）が得られればと願って引き継ぎ書として作成している。

「合理的配慮」と「教育的支援」の関係を明確にすることは重要であると考える。今回本稿ではその点について触れていないが、「教育的支援」の観点から、「合理的配慮」がどのような役割をし、どのように活用されるべきかを今後明らかにする必要がある。

3-3 「育ちのノート」の実際¹⁶⁾

「育ちのノート」の実際例を挙げる。個人情報保護の観点から、育ちのノート作成年を伏せ、資料原本の実名部分は筆者がアルファベット表記に置換し、個人の特定につながりそうな記述は外して紹介する。201X 年作成の例である。

表3 家庭での姿

家庭の中で	どんな空間から	・一人で遊ぶことが多いが、誰か部屋に居ないと不安になる。 ・とても広い場所に行くと走りたくなる。スーパー等でも売場を道路に見立てて走り出す。 ・プラネタリウムと映画館など暗いところが苦手。しかし興味があると見る事が出来る。
		・安心アイテムは手作りの信号で、出かける時も必ず持っていて、なくなるとパニックになる。

モノをどのように使って	・積み木も信号や電車に見立てて遊ぶことが好きだが、駅やスカイツリー等旅行で行ったことのある建物を再現して作り、そこにプラレールを手動で動かし電車ごっこをすることができ、
ひととどう関わって	・自分の問いかけに答えたり、大げさに褒める大人に対しては興味を持って接する。 ・女の子が好きで、気になった女の子には積極的に話しかけて遊ぶ。 ※1

家庭での「ひと」に関するポイントとそれぞれのエピソードが次のように述べられている。

※1：公園で少し年上の女の子が3人ほどで遊んでいたところ、近くに寄ってしゃべりかけ、お菓子をもらったりして彼女たちの後をついて回って遊んでいた。好意を持った女の子に誘われると、何でもいうことを聞いて遊んでいた。

表4 園での姿

集団活動の中で	どんな空間から	・保育室から抜け出て、興味のある他学年の活動に参加していることも多い。 ・保育室の出入り口付近で、好きなことをしながら（信号作りや、鉄道ファンの雑誌を見るなど）、みんなの活動の様子を感じており、内容の一部を理解していたりする。
	モノをどのように使って	・ブームであり、安心グッズにもなっている信号を作ることで、保育室の中にいられるようになる。 ・自分で作った信号を手にとって安心し、活動や行事に参加することが出来る。時には交渉に応じて、手放すこともある。 ※1 ・本児の興味のあるモノを活動に組み入れることで、意欲的に参加しようとする。 ※2 ・モノを介して、友達と仲間意識を感じる姿が見られる。 ※3
	ひととどう関わって	(大人について) ・自分の要求に応じてくれそうな大人に、ひととどう関わって必要なことを伝えて来たり、したくないことも伝えて来るようになる。 ※4 (子どもについて) ・特定の女兒にまわりつくかのようにしながら、集団に混ざっている。 ※5 ・友達をモデルとし、自分から真似て活動しようとする姿が出てくる。 ※6 ・本児の働きかけによって、周りの友達が動くといった仕掛けを活動に取り入れることで面白さを感じ、自発的に集団参加する姿が見られる。 ※7

園での姿として集団活動の中で「モノ」に関わるポイントとエピソードが次のように述べられている。

※1：行事や活動で、信号を手にもっていることで、動きに制約が生じるような場合は、本児に「〇〇が終わったら、あげるね」と、約束すると交渉に応じしてくれる姿が見られるようになる。

※2：年長発表会で、「テレビ」でニュースを伝える小人役となり、そのための「テレビ」作りをする。本児が好きで作りためていた信号を使って作るよう促すと意欲的に取り組む。使っているうち信号が外れてしまったりすると自分で気づき直していた。毎日のように「今日も小人する？」と聞きに来て、張り切ってテレビを運ぶ姿も見られた。

さらに、コミュニケーション（言葉・仕草・表情・指差し・視線など）、生活（身辺自立）、その他（文字・製作・安全など）特徴的な事柄（その子の困難な状況を園がどのように捉え、どう変化してきたかを整理したもの）の項目から、当該児が安心して園生活を過ごすための合理的配慮になっていたと考えられることを見出している。その内容は次のとおりである。

- ・出入り口付近で好きなことをしたり、自由に行き来できるような空間スペースを用意し、多様な集団の様子を感じられるようにする。
- ・安心グッズである信号を手に行っていることを認め、本児が安心して活動や行事に参加できるようにする。本児の興味のあるモノを用意したり、それを作ってもいいという環境を用意することで、クラスで過ごしやすくなる。
- ・好きな友達がいることで、集団参加しやすくなる傾向があるので、その子と一緒のグループ編成としたり、発表の際などの並び順を配慮した。
- ・使い勝手のいい大人の存在が、本児に安心感を持たすので、職員室の出入りも状況に応じて認めていた。

このような合理的配慮は、行政機関等が例として提示するものや学校で挙げられるものとは視点が異なる。家庭での姿と園での姿を総合して子どもの姿の意味を読み取り、どのような環境が子どもの力の発揮を支える安心になっていただろうか。と振り返って推察するという方向性に特徴がある。その子理解には家庭と園での子どもの姿を持ち寄って対話することが当然とされており、入園から卒園までの保護者と保護者の対話の積み重ねによって合理的配慮は見出されるものだと考えられている。

202X年は4名について「育ちのノート」を作成しており、その中で3名の子どもに見出されている合理的配慮を紹介する。

まず、言葉に関する困難をもつ子どもAに対し

て、園は次に述べるようなことが合理的配慮になると考える。言葉に困難をもつ子には、言えなさを補うために絵や写真を用いることが合理的配慮になるという捉えがされることがよくあるが、ここでは子どもに方法を提供するのではない方向で考えられている。

- ・苦手なことをするように求められない。
- ・言葉で言いなさいと求められたり、大人のほしい答えを求められるような応答など、本児のできないこと、本児が苦手だと思っていることを求められない生活。
- ・本児の表現、伝え方が認められ、自分の伝え方でお互いに伝え合う対等な関係がある。
- ・いろいろな子どもの姿を見ることなどから、自分もやりたいと心が動き、実施にやってみることができる環境。

上記の合理的配慮は、生活を共にする中で保育者と保護者に体感された子ども A の理解であり、子ども A くんらしさを尊重する志向が基盤にある。「言葉で言いなさいと求められる」の「言葉」には、絵や写真のようないわゆる支援ツールも含まれると考えられている点が注目される。苦手なことを強制されることがなく、その子の自己表現や自分らしいコミュニケーションの方法が尊重され、他者から学ぶことが起こりやすい環境が合理的配慮として見出されたというのである。

次に、自閉症スペクトラム障害をもつ子ども B に対しては次のような合理的配慮が見出されている。子ども B では自分のペースで安心感を得、学びを得ることのできる環境を整えることに重点が置かれる。

○自分で見つけることができる環境。

- ・安心できそうな場所を自分で見つける。(園内のあちこちへ！)
- ・モノを移動させて、より安心できる空間をつくる。(持っていく・並べる)
- ・モノは組み合わせさせて使っている。(絵本とおもちゃをあわせると…)
- ・自分で必要な人を選び、活用する。

○本児に保育者が「つく」ことはしない。

- ・自分で動くことが出来、その姿から本児の考えていることが周りの人にわかる。

そのための保育者集団の協同性

最後に、聴力に障害のある子ども C には次のような合理的配慮が見出されている。

- ・児が自身の聞き取りやすい座席や位置を試したり、要望することができる。

- ・聞こえなかったことについて内容を確認めたいときには申し出ることができ、申し出に対応される。
- ・聞き取りにくさを補完できるようクラス全体に対しての話においてもモノや図を示しながら話される。

様々な機器の活用により、話される内容が同時に文章等で視覚化されたり、視覚化されたものが提示されたり本児に手渡されたりすることによって、聞き取りのための負担の軽減が図られる。

- ・生活の中に、本児が大人と個別に話すことが出来、本児の話したいという思いに対応される機会がある。
- ・話すという表現、言葉でもやり取りが過度に求められることなく、本児の発想が様々な方法で表現され、その表現が尊重される環境がある。
- ・特に室外活動(例：プールに入るために補聴器を外している)などで聞こえにくさが危険回避を遅らせることがある。様々な場面での緊急時の本児への注意喚起の方法が用意され、本児と確認されている必要がある。

上記の合理的配慮は、子ども C の言葉の発達状況を集団生活として評価、理解した上で、自己表現や学びの機会を最大化するための内容となっている。自分らしく表現し、自分らしく学べることが、子どもが安心して生活するためには必須だと考えられているのである。

上記 3 名の合理的配慮を見ると、障害の有無に関わらず全園児のためのインクルーシブな環境構成を前提として、多様な子どもそれぞれの理解を追求する保護者と保育者との対話があり、子どもを中心に置く保育実践と考察があることによって見出される内容となっている。特に、子どもにはそれぞれの安心の仕様があって一様ではなく、子どもは自分の安心を自分でみつけようとする、だから、子どもが行動や姿によって自分を表現できる環境であることが、合理的配慮を考える上で不可欠であると示唆している。

おわりに

幼稚園の事例から、次の 2 つを幼児期の保育等における合理的配慮のあり方を考える示唆点として挙げたい。

第 1 は、子ども一人一人の理解に貫かれることが大前提でなければならないことである。子ども一人一人の理解には、園舎や遊具など空間やモノのインクルーシブな環境を意図的に構成することが重要である。また、保護者同士や保護者と保育者が障害や発達について語るピアサポート的な集まりや園内研修での日常的な事例検討がインクルーシブ理解を深

める取り組みとなる。したがって、インクルーシブな環境構成と園内研修等は保育園等の合理的配慮にかかわる基礎的環境整備の一つとして位置付けられる。

第2は、保育等における合理的配慮は提供されるものではなく、見出すもの、見出されるものとして捉えるべきであることが再確認された。金は2016年からの合理的配慮に関する研究¹⁷⁾から、保育・療育における合理的配慮は、「障害幼児の置かれている環境に対し、保護者や保育者、関係機関、行政等の相互理解と協働の中から創られる能動的支援」と捉えるべきだという。大井(2018)¹⁸⁾は、保育の場を含む学校における合理的配慮とは「自分で」という学びに向かう主体的な姿を引き出すための環境構成であり、当該児の姿から保育者、保護者等が必要な環境の条件を探る作業が必要で…そうして見出される」と述べている。

最後に今後の研究課題について述べる。今回は木の花幼稚園の捉える合理的配慮についての概略的な紹介にとどまった。今後は園が保護者と保育者が協働して合理的配慮を見出す過程を検討し、見出すことを可能にする諸条件について解明したい。また、「育ちのノート」が合理的配慮と教育的支援を分けて考えている点についても研究課題としたい。さらに、木の花園における合理的配慮の特徴として述べた子どもの家庭と園での姿を持ち寄り、対話を重ねることの意味についても明確にする必要があるだろう。これらの解明によって、幼児期における合理的配慮のあり方をより深く探求し、理解を深めることが可能となると考える。

大井は、保育等において合理的配慮を見出す過程が広く子育て支援のツールとなると言う。保育者と保護者が園の様々な行事や集まりを通して共に様々な子どもの姿を見る体験を重ねることによって、保護者は自分の子どもを理解する視点を得ていく。この子にはこういうこの子らしさがあるから〇〇という合理的配慮があれば、△△を楽しむことが出来、自分の学びを得ていくことになる…と、保護者が子育てを楽しめるようになるという。

幼稚園の事例は、様々な遊びや学びの環境があり、多様な大人(保育者や職員、保護者)と子ども同士が関わる保育等の現場ではその子に対する、言い換えれば個性に応じた合理的配慮が引き出されやすく見えやすいことを示唆している。だからこそ、保育現場の事例によって合理的配慮の意義と課題を探ることができると考える。多様な視点から幼児期における合理的配慮を探求したい。

本稿は日本教育学会第83回大会研究発表を加筆したものである。また、JSPS 科研費 24K05829 に

よる研究成果の一部である。

注

- 1) 幼稚園ホームページ「木の幼稚園の歴史・沿革」
<https://www.konohana.ed.jp/blank-1>
- 2) 幼稚園ホームページ「入園案内」・「令和7年度園児募集要領」・「スタッフ」
<https://www.konohana.ed.jp/blank-12>
https://www.konohana.ed.jp/_files/ugd/8a8941_1feaa1646e3d453688bf89ba640379b8.pdf
<https://www.konohana.ed.jp/blank-14>
- 3) 幼稚園ホームページ「教育課程：木の花暮らしでの育ちの道すじ 2024 年度版」
<https://www.konohana.ed.jp/blank-20>
- 4) 幼稚園ホームページ「木の花暮らしでの育ちの道すじ 2024 年度版」
https://www.konohana.ed.jp/_files/ugd/8a8941_788b65e3045e4d5bbf03da61f0a8face.pdf
- 5) 小学校引継ぎ資料解説版【2023 年度版】
- 6) 前掲同様
- 7) 前掲同様
- 8) 小学校引継ぎ資料解説版【2023 年度版】
- 9) 前掲同様
- 10) 幼稚園ホームページ「おしゃべり」
<https://www.konohana.ed.jp/talk>
- 11) 「平成 24 年度幼稚園教育理解推進事業(中央協議会)研究発表要旨」内部資料
- 12) 小学校引継ぎ資料解説版【2023 年度版】
- 13) 『平成 16 年度軽度発達障害を持つ子どもに関する支援事業』金沢市委託事業報告書資料。気になる子どものかわり方を考える会代表金沢大学教育学部大井学作成
- 14) 小学校引継ぎ資料解説版【2023 年度版】
- 15) 大井佳子「幼稚園における合理的配慮」と個別的な教育的支援」北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部『研究紀要』第 11 号, 2018.
- 16) 201X 年 3 月 31 日, 202X 年 3 月 31 日に作成された「育ちのノート」内部資料
- 17) 金仙玉「障害者教育における合理的配慮の意義と課題：韓国の現状と社会福祉的背景」愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士論文 2016.
金仙玉「韓国の教育現場における正当な便宜の運用実態の考察：合理的配慮との違いに着目して」『海外社会保障研究』193 号, 2016.
- 18) 大井佳子前掲論文

謝辞

本稿の執筆にあたり、幼稚園の園長、すべての園の先生方及び保護者、そして惜しめない研究への助言と協力を頂いた大井先生(前木の花幼稚園長 1989～2007 年在職)と渡部先生に心より感謝申し上げます。